

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱（案）

## （設置・目的）

第一条 札幌都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）規約第十三条の規定に基づき、協議会の会議（以下「会議」という。）又は部会での議事等を補佐し、必要な協議、調整等を行うため、札幌都心地域都市再生緊急整備協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を組織する。

## （幹事会の構成）

第二条 幹事会は、協議会の構成員が指名する職員をもって構成する。

## （幹事長）

第三条 幹事会に幹事長を置き、会議の議長の所属する団体の構成員をもって充てる。

2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事会の構成員が、その職務を代理する。

## （幹事会の招集）

第四条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、必要に応じ幹事会の構成員以外の者をオブザーバーとして幹事会に参加させることができる。

3 幹事会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として幹事会に出席させることができる。この場合において、代理人が幹事会に出席したときは、当該構成員は、幹事会に出席したものとみなす。

## （議事）

第五条 幹事長は、議事を総理する。

2 議事は、出席した幹事会の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

3 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

## （書面による議事）

第六条 幹事長は、やむを得ない理由により幹事会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により幹事会の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第七条 幹事会に出席できない幹事会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(事務局)

第八条 幹事会の庶務は、幹事長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第九条 この要綱の改正は、会議に諮って行う。

2 法令、協議会規約及びこの要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成二十四年五月十五日から施行する。

附則

この要綱は、平成二十五年 月 日から施行する。